児童手当 額改定届 (児童の兄姉等の増減額認定請求書) について

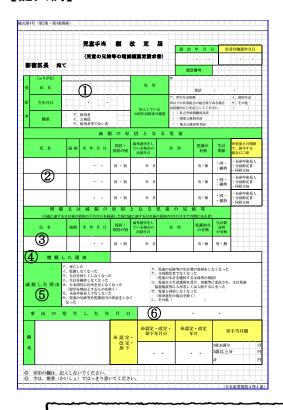
児童手当を受給中の方で、児童を監護しなくなった等の理由で児童手当の対象児童数が減った方は、額改定届の提出が必要です。下記の説明をよく読み届書に記入してください。対象児童が誰もいなくなった場合は、この額改定届ではなく、消滅届の提出が必要となりますのでご注意ください。

また、額改定届は児童(18歳の年度末までの児童)と児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の合計人数が3人以上の場合の、児童の兄姉等の増減額に関する認定請求書を兼ねます。

- ○児童の兄姉等の増の場合
 - この額改定届に併せて、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
 - ※監護相当・生計費の負担が確認できた場合に、第3子以降の多子加算の子のカウント対象となります。
- ○児童の兄姉等の減の場合
 - この額改定届のみ提出してください。
 - ※兄姉等が自立し、監護相当・生計費の負担がなくなった場合は減額となります。

不明な点等ありましたら、子ども家庭課子ども医療・手当係にお問合せください。

【記入例】



【記入にあたっての注意点】

- ①受給者は、現在児童手当を受給している方になります。(現在、児童手当を受給している方が主たる生計維持者でなくなっている場合は、別途手続きが必要です。必ずお問合せください。)
- ②今回減額の対象となった児童についてのみ記入します。
- ③今回増額又は減額の原因となる児童の兄姉等についてのみ記入します。
- ④該当の児童及び児童の兄姉等を増額した理由を記 入します。
- ⑤該当の児童及び児童の兄姉等を減額した理由を記 入します。
- ⑥減額又は増額事由の発生した日です。(例:児童と 生計を別にした日等)

問合せ先・・・

新宿区子ども家庭部子ども家庭課子ども医療・手当係 TELO3-5273-4546【直通】 FAXO3-3209-1145

